

【資料 1】

デジタルを活用した移住定住対策強化事業業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「デジタルを活用した移住定住対策強化事業業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 業務名 デジタルを活用した移住定住対策強化事業業務
- (2) 業務の仕様等 別添【資料 2】の「デジタルを活用した移住定住対策強化事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託予定期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託の上限額 4, 290, 000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 実施日程

- (1) 公募開始（実施要領等の公開） 令和 7 年 10 月 8 日（水）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 令和 7 年 10 月 10 日（金）午後 3 時まで
- (3) 上記質問に対する回答 令和 7 年 10 月 14 日（火）
- (4) 参加資格確認申請等の提出期限 令和 7 年 10 月 17 日（金）午後 5 時まで
- (5) 参加資格の確認結果通知 令和 7 年 10 月 17 日（金）
- (6) 企画提案書等の提出期限 令和 7 年 10 月 28 日（火）午後 5 時まで
- (7) 審査による委託候補者選定及び結果通知 令和 7 年 11 月 6 日（木）（予定）
- (8) 契約締結 令和 7 年 11 月上旬予定

3 参加者の資格に関する事項

本業務に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

(1) 参加資格の要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けたものを除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けたものを除く。）で

ないこと。

ウ 企画提案競技参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

オ 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。

カ 本業務の遂行に際し、関係法令等を遵守し、的確に遂行できる能力を有する者であること。

4 手続き等に関する事項

(1) 事務局

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 移住促進チーム

住 所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電 話：018（860）1234

メールアドレス：iju@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技説明会

説明会は開催しない。

応募に必要な書類は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、「実施要領等に関する質問票」（様式第1号）により受け付ける。

ア 受付期間：令和7年10月10日（金）午後3時まで

イ 受付場所：4（1）に同じ

ウ 提出方法：電子メールに限る。

エ 回答方法：質問及び回答事項を取りまとめの上、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

オ 掲載期日：令和7年10月14日（火）

(4) 参加資格の確認

参加者は、次の参加資格確認申請書類を提出期限までに事務局に郵送、持参、又はメールにより提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

なお、受付場所は、4（1）に同じ。

ア 参加資格確認申請書類

（ア）（様式第2号）企画提案競技参加資格確認申請書

（イ）（様式第3号）会社概要整理票

（ウ）（様式第4号）過去2年間の主要業務実績書（同種業務の実績を記載）

（エ）（様式第5号）「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点点措置
評価資料提出票

(賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合)

賃金水準の向上の取組に関する次の資料を提出すること。なお、加点措置の詳細については別添「企画提案競技審査要領」により確認すること。

- ①直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写し又は「税理士等の第三者による賃上げ実績確認書類（任意様式又は参考様式）」
- ②「パートナーシップ構築宣言」の写し

(女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合)

女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料を提出すること。なお、加点措置の詳細については別添「企画提案競技審査要領」により確認すること。

- ①(従業員数 100 人以下の企業に限る) 労働局の受付印が押印された女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し
- ②知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
- ③法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみんユースエール)に関する認定通知書の写し
- ④秋田県知事表彰(女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰)の受賞に関する表彰状の写し(写真可)

イ 提出期限：令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）午後 5 時まで

(ア) 持参の場合は、平日午前 9 時から午後 5 時までに事務局に提出のこと。

(イ) 郵送の場合は、封書に「デジタルを活用した移住定住対策強化事業業務委託企画提案競技参加資格確認申請書在中」と明記の上、提出期限までに事務局に必着のこと。

(ウ) メールの場合は、件名に、「デジタルを活用した移住定住対策強化事業業務委託企画提案競技参加資格確認申請書送付」と明記の上、提出期限までに事務局に送付のこと。

ウ 提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができない。

エ 参加資格の確認は、上記提出期限の日をもって行う。

オ 参加資格の確認結果は、令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）までに電子メールにより通知する。

カ 参加資格確認申請書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消す。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

(6) 企画提案書及び見積書の作成及び提出

企画提案書(様式第 6 号)は次により提出すること。

ア 企画提案書は、仕様書を熟読するとともに、次の事項を記載した上で作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 本業務に関する基本的な考え方(業務実施の方向性等)

(イ) 委託業務を履行期限までに実施するためのスケジュール

- (ウ) 事業の実施体制
 - (エ) 類似業務の実績
 - (オ) 目標設定及び分析・効果測定の内容
 - イ 企画提案書のサイズ等は、原則A4版、頁数は30頁以内を目安とすること。
 - ウ 企画提案は1案まで提出できることとする。
 - エ 提案書中に事業企画案を記載すること。案については、現実的で実効性を備えているものとする。
 - オ 本業務を実施するために必要な経費（消費税及び地方消費税額を含む。）とその積算内訳を記載した見積書を提出すること。
 - カ 提出部数は、7部（正1部、副6部）とする。
 - キ 提出場所及び提出方法は、事務局に持参又は郵送するものとする。
 - ク 提出期限は、令和7年10月28日（火）午後5時までとする。
 - ケ 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。
 - コ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。
- (7) 企画提案の無効
- 次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。
- ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
 - イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
 - ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

企画提案の審査は、別添「企画提案競技審査要領」に基づき、審査会が行う。

なお、企画提案の実施に要する費用の総額が委託額の上限額を上回った場合には、審査の対象とはならない。

(2) 審査会の開催

ア 提案者によるプレゼンテーションに基づき審査する。

なお、プレゼンテーション実施にあたっての詳細は、参加資格の確認結果通知時において併せて通知する。

イ 審査員による審査会は、秋田県庁内において開催する。

ウ イの開催日は、令和7年11月6日（木）を予定している。

エ 審査会で最も優れていると認めた者を本業務の委託候補者として選定し、審査の結果は、決定後速やかに各参加者に書面で通知する。ただし、提案された内容が業務の目的を達成するために十分な水準に達していないと審査会で判断した場合には、委託候補者を選定しないことがある。

(3) 苦情申し立て

選定の結果に関して不服がある場合は、上記通知の日から起算して2日（秋田県の休日を含む）を定める条例（平成元年秋田県条例第29条）第1条第1項に規定する県の休日を含

まない。)以内に、契約担当者に対して書面(任意様式)により申立てをすることができる。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金について

受託者は、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として県に納付する必要がある。ただし、秋田県財務規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないことが認められる場合は免除する。

(3) 企画提案の取扱

企画提案書等に記載された事項は、委託業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において内容を追加、変更又は削除し、委託内容を確定させるものとする。

また、委託契約額は、受託予定者との協議により別途決定する。

7 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意志及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書等の取扱い

ア 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類(以下「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

(3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対

象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
(4) 本件の企画提案に要した費用は、参加者の負担とする。